

第 1 回
大野郡 5 町 2 村合併協議会
会議録（概要版）

第 1 回大野郡 5 町 2 村合併協議会会議録

開 催 日 時	平成 1 5 年 3 月 8 日 (土) 午 前 9 時 ~ 1 1 時
開 催 場 所	大 原 総 合 体 育 館 2 階 研 修 室
出 席 者	別 紙 名 簿
経 過 報 告 確 認 事 項	<p>(経 過 報 告)</p> <p>1 . 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 規 約</p> <p>2 . 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 規 約 に 基 づ く 協 議 書</p> <p>3 . 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 会 議 運 営 申 し 合 わ せ 事 項</p>
議 事	<p>報 告 事 項</p> <p>報 告 第 1 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 会 議 運 営 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 2 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 の 傍 聴 等 に 関 す る 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 3 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 会 議 関 係 資 料 の 公 開 事 務 取 扱 規 程 に つ い て</p> <p>報 告 第 4 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 イ ン タ - ネ ッ ト ホ - ム ペ - ジ 開 設 及 び 管 理 運 営 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 5 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 幹 事 会 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 6 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 専 門 部 会 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 7 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 事 務 局 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 8 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 財 務 規 定 に つ い て</p> <p>報 告 第 9 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 委 員 等 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 規 定 に つ い て</p> <p>協 議 事 項</p> <p>議 案 第 1 号 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 監 事 の 選 任 に つ い て</p> <p>議 案 第 2 号 平 成 1 4 年 度 事 業 計 画 に つ い て</p> <p>議 案 第 3 号 平 成 1 4 年 度 歳 入 歳 出 予 算 に つ い て</p> <p>議 案 第 4 号 合 併 重 点 支 援 地 域 指 定 に 係 る 要 望 書 の 提 出</p> <p>そ の 他</p> <p>第 2 回 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 の 日 程 に つ い て</p> <p>そ の 他</p>
議 長	大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 会 長 芦 刈 幸 雄

会 議 次 第

委嘱状交付

1 . 開会あいさつ

2 . 会長あいさつ

3 . 来賓祝辞

4 . 委員及び事務局の紹介

————— 休 憩（看板設置） —————

5 . 経過の報告

6 . 確認事項

大野郡 5 町 2 村合併協議会規約

大野郡 5 町 2 村合併協議会規約に基づく協議書

大野郡 5 町 2 村合併協議会会議運営申し合わせ事項

7 . 議事録署名人の指名について

8 . 議事

報 告

報告第 1 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会会議運営規程について

報告第 2 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会の傍聴等に関する規程について

報告第 3 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会会議関係資料の公開事務取扱規程について

報告第 4 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会インターネットホームページ開設及び管理運営規程について

報告第 5 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会幹事会規程について

報告第 6 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会専門部会規程について

報告第 7 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局規程について

報告第 8 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会財務規程について

報告第 9 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について

議 案

議案第 1 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会監事の選任について

議案第 2 号 平成 1 4 年度事業計画について

議案第 3 号 平成 1 4 年度歳入歳出予算について

議案第 4 号 合併重点支援地域指定に係る要望書の提出について

その他

第 2 回大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について

9 . その他

10 . 閉会あいさつ

第 1 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	
	清川村議会議長	佐 藤 文 則	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	毛 利 國 彦	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	
	大野町新市まちづくり委員会委員長	玉 井 邦 夫	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	野 仲 松 一	
犬飼町	犬飼町長	藤 田 朝 生	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	副会長
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	渋 谷 誠 治	
大分県	大野地方振興局長	相 田 健 男	
事務局	局 長	菅 原 正 美	
	次 長	倉 原 浩 志	
		和 田 裕 之	
	局 員	江 藤 喜 啓	企画部会
		佐 保 正 幸	総務部会
		衛 藤 成 史	文教部会
		戸 上 守	民生部会
隈田原 勇 次		建設部会	

協議会長	<p>皆さんおはようございます。わたしの方からひとつお願いをしたいことがございます。開会前ではございますが、本日は第1回の協議会ということで、傍聴の方々や報道関係者の方が多数お見えでございます。後程議事の報告第2号の中でも申し上げる予定ではございますが、この協議会につきましては可能な限り傍聴を認めるということになっておりまして、多くの皆様方に關心を持っていただきたいというふうに考えてます。</p> <p>つきましては傍聴の方々、それから報道関係者の入場を許可したいというふうに思ってますが、いかがでございましょうか。</p> <p>異議無し。</p>
協議会長	<p>はい、異議なしとのことなので、傍聴の方々、それから報道関係者の皆様方の入場を許可することといたします。どうぞよろしくお願いいいたします。定刻まで若干の時間がありますがしばらくお待ちいただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>定刻となりました。ただいまから第1回大野郡5町2村合併協議会の開会に先立ち、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>(合併関係町村の議会の議長の委嘱状受領代表者として、千歳村議会議長野仲松一さんに、新市まちづくり委員会委員長の受領代表者として朝地町新市まちづくり委員会委員長森憲一さんに協議会長から委嘱状交付)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。代表者以外の委員の皆様には事前にお席の方に委嘱状を交付させていただいてます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ただいまから第1回大野郡5町2村合併協議会を開会させていただきます。会議次第に従いまして、開会の挨拶を若松副会長より申し上げます。</p>
副会長(若松)	<p>皆さんおはようございます。副会長の若松でございます。本日は皆さん方におかれましては、公私ともども忙しい中を大野郡5町2村合併協議会の会議にご出席ご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。心から感謝とお礼を申し上げます次第でございます。それでは、早速ではございますけども、ただい</p>

まから大野郡 5 町 2 村合併協議会発会式を開会いたします。よろしくお願いいいたします。

事務局長

ありがとうございました。会議次第に従いまして、芦刈会長よりご挨拶を申し上げます。

協議会長

皆さんおはようございます。大野郡 5 町 2 村合併協議会の第 1 回の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

私は去る 2 月 22 日の関係町村長会議で本協議会の会長に選任をされました、三重町長の芦刈でございます。今後ともご支援ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は第 1 回、会議の開催のご案内を申し上げましたところ、関係町村長、議長の皆様方には、3 月議会を前に、また各町村の関係町村の新市まちづくり委員の代表の皆様方には、それぞれ大変ご多忙のなか本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

これまで大野郡 8 ヶ町村で法定協議会の設置につきまして、昨年 4 月より任意合併協議会を設置をいたしまして、検討、準備を進めてまいりましたが、その間に会長としてご尽力をいただきました山中緒方町長に対しまして、敬意を表しますと共に、そのご労苦に対しまして謝意を表したいと思っております。大変ありがとうございました。

さて、ご案内の通りこの町村合併につきましては、効率的な行政運営を目指しまして地方分権の受け皿として、あるいは地域づくりの有力な政策手段として進められております。これからは、新市建設計画、あるいは合併協定項目の協議等課題も山積しておりますが、個性ある地域の発展を目指しまして住民の皆様方のご理解をいただきながら合併推進に努力をしてみたいと考えております。

今後とも皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。本日は記念すべき第 1 回協議会ということで、来賓のご臨席をいただいております。ご祝辞を賜りたいと存じます。最初に県議会議員、後藤史治様。よろしくお願いいいたします。

来賓（県議：後藤）

皆さんおはようございます。今日は第 1 回の協議会が開催されますことを深くお喜びを申し上げます。

そもそも、この市町村合併というものの一番主な要因が国の財政逼迫ということで、地方に合併をしてもらって、そして財政をスリムのにしようということが発端ではあります。それぞれの町村のおかれている状況、特にこの財政状況をみますと、これはもう避けて通れない問題だと、そういうお互いが捉え方をして、そして任意協議会、そしてまた法定協議会へと移行してきたんではなかろうかと思います。

時代の趨勢と申しましても、やはりそれぞれの町村の名前が消えてしまうということは、非常に心残りはするわけですが、お互いの地域の発展を考えますとこれから力を合わせてやっに行かなきゃならない。そうみんな捉えてるんではと思うところでもあります。ただ合併が最終目的ではありません。合併はひとつの足掛かり、ひとつの出発点として、みんなで知恵を出し合って大野郡をあるいは大分県を発展させていくのがこれからの大きな課題となろうと思います。

県の方も押し付けではないかという批判もいただきましたけれど、必ずしも押し付けではありません。これからは皆さんと一体となって知恵を出し合い、協議をし合い、そしてこの大分県を作り上げて行かなきゃならない。そういう捉え方をしているわけでもあります。これからいろんな現実的な数字も突き合わせて協議して行かなきゃならない、併せてどうするかという、具体的なこともやって行かなきゃならないわけです。そのためには、今日ここにおいでの方々だけじゃございません、大野郡全員の知恵を出し合って、すばらしいものに創りあげていく覚悟で、これからも頑張っていたきたいと思います。

私どもも微力ではございますが、積極的にご協力いたしますことをお約束をいたしまして、お祝いの言葉とかえさせていただきます。今日はおめでとうございます。

事務局長

ありがとうございました。続きまして、大分県市町村振興局広域行政推進監大塚覚様。よろしくお願いします。

来賓（大塚推進監）

おはようございます。大塚でございます。今日は第1回の法定協議会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

昨年山中会長を中心に任意協議会を設立されまして、それぞれ各町村で住民座談会を開催され、これまで努力をされてこられました。そして今回、各町村議会で、法定協議会設置議案が可決され、いよいよ本格的に、具体的な町村合併について議論がされることとなりました。県内でも現在7つの法定協議会が設置をされて議論がなされてきております。今後、具体的

にこの協議会で新市建設計画が議論されることになると思いますけれども、残すところあと2年ですから、真摯な議論をしていただきたいと思います。

本協議会でも、合併重点支援地域の指定の要望がまもなく出されるというふうに伺っておりますので、その指定をした上で大野郡にも重点的に投資をしていきたいというふうにも思っております。これから私どもも全力で支援したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は本当におめでとうございます。簡単ですけど挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。会議次第に従いまして、協議会委員さんのご紹介をさせていただきます。最初に当協議会の2名の副会長より挨拶を申し上げます。当協議会の副会長で、会長職務代理者であります、緒方町山中博町長がご挨拶を申し上げます。

副会長（山中）

ただいまご紹介いただきました、新たに副会長を仰せつかりました緒方町の山中です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。なおまた、この法定合併協議会につきましては、新たな大野郡の夢を描く場所にしたいと思っております。

皆様方と共に汗をかき精を出してよりよい結果を得たいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶に代えたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。当協議会の副会長であります、犬飼町議会議長若松成次がご挨拶を申し上げます。

副会長（若松）

では改めまして、おはようございます。ただいまご紹介いただきました副会長の若松でございます。もとより浅学非才微力ですけれども、皆様方と英知を結集して一致団結して大野郡5町2村の振興発展のために最後まで粉骨砕身、皆様方と共に頑張っていきたいと思っております。

最後まで皆様方の絶大なるご尽力とご協力を賜るよう特にお願いを申し上げます、誠に簡単ですけどわたしのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長

ありがとうございました。ここで規約第7条、第2項による関係町村長が協議により定めたもので、委員として委嘱をさせていただいた、大分県大野地方振興局の相田健男局長がご挨拶

を申し上げます。

大野地方振興局長

おはようございます。紹介いただきました大野地方振興局の相田でございます。いよいよ法定合併協議会が本日をもって結成されました。大変おめでとうございます。今まで任意協議会で議論してきたわけでございますが、これからいよいよ本格的に新市の建設ビジョン等の協議をこの会議で議論していくわけでございます。

それぞれの町村でそれぞれいろんな課題を抱えております。この場でお互いが譲り合いながら、新市を目指して夢のある合併を目指していきたいというふうに思っております。皆様方と一緒に汗を流して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。第1回の協議会ということで委員の皆様、自己紹介という形でご挨拶をいただきたいと思っております。

三重町議会議長

三重町議会議長の生野照雄でございます。先月の24日の臨時議会におきまして議長を拝命いたしました。非常に責任の重大さを感じておるところでございます。また先程は芦刈会長より大野郡5町2村協議会の委員委嘱をいただきました。大変光栄に存すると共にまた大変なことだなと感じております。皆様方と共に対話の中で後世に悔いを残さない合併の方に向けて微力を捧げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

三重町新市
まちづくり委員

おはようございます。三重町の新市まちづくり委員の小野幸義と申します。本日委嘱状をいただきまして、非常にかたく信じているところでございますが、皆様方と共に合併のために頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

清川村長

清川村長の森でございます。関係町村の合意によりましてこの協議会は発足をいたしました。ぜひひとつ、新市に向けてのいいご意見をいただいて、立派な市を作りたい。とこのように思います。よろしくお願いいたします。

清川村議会議長

清川村の議会議長の佐藤文則でございます。任意協議会に引き続き協議会の委員として参加することとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

清川村新市
まちづくり委員

清川村の合併問題研究協議会というのが昨年できまして。民生委員協議会の会長をしておりますのでその委員になりましたが、会長を仰せつかりました。ここにその関係で来ることになりましたが、何か役に立ちたいということで参加いたしました。よろしくお願いたします。

緒方町議会議長

緒方町の議会議長の伊藤憲義でございます。皆様方と共に新しいまちづくりを目指して頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願申し上げます。

緒方町新市
まちづくり委員

緒方町の新市まちづくり委員の大塚と申します。よろしくお願いたします。

朝地町長

朝地町長の羽田野昭太郎でございます。朝地町ご覧のようにまだまだ揺れ動いています。精一杯頑張っていきたいと思ます。よろしくお願いたします。

朝地町議会議長

朝地町議会議長の毛利国彦です。よろしくお願申し上げます。

朝地町新市
まちづくり委員

朝地町新市まちづくり委員長の森でございます。将来の合併に向けて一緒に頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願申し上げます。

大野町新市
まちづくり委員

大野町の新市まちづくり委員会の玉井です。各町村のまちづくり委員の意見がより反映される会であっていただきたいと思ます。よろしくお願いたします。

大野町議会議長

大野町議会の清田満作でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。こういう会に出るたびに住民の代弁者として、こういう立場の責任を痛感をしておる次第でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

大野町長

大野町町長の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いたします。明るい未来を開けるような協議を考えております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

千歳村議会議長

千歳村議会の野仲でございます。任意協から引き続きまして委嘱をうけたわけですが、皆様方と一緒に新市の将来に向けて

全力で頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

千歳村長

千歳村長の阿南であります。それぞれの地区に悔いの残らない合併に取り組みたいと思います。よろしくお願い致します。

犬飼町新市
まちづくり委員

一昨日私どものところで、新市まちづくり協議会をいうのを立ち上げまして、推薦になりまして。私、現在区長会長をしておりますが。そういうことで、いま犬飼も住民投票の問題も出ておりますが、大野郡5町2村という形の中で皆さんと共に知恵を出して協議してまいりたいと思います。渋谷誠治です。よろしくお願い致します。

犬飼町長

犬飼町長の藤田でございます。5町2村の合併に向けて全力で頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

事務局長

ありがとうございました。大変申し遅れましたけれども委員さんの名簿、お手元の資料の12ページの方に掲載しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。13ページに事務局員の名簿を掲載をさせていただいております。

続きまして、私の方から事務局員のご紹介をさせていただきます。申し遅れましたけれども、私は緒方町から派遣され事務局長を仰せつかりました菅原正美です。どうぞよろしくお願い申し上げます。大分県から派遣されております、倉原浩志でございます。事務局次長として県との調整並びに事務全般の補佐をしていただいております。その隣、朝地町から派遣されております、和田裕之でございます。事務局次長として予算並びに事務全般の補佐をしていただいております。隣が、三重町から派遣されております江藤喜啓でございます。専門部会の企画部会担当でございます。その隣、清川村から派遣されております佐保正幸でございます。専門部会の総務部会担当でございます。その隣です、大野町から派遣されております衛藤成史でございます。専門部会の文教部会担当でございます。その隣でございますが、千歳村から派遣されております、戸上守でございます。専門部会の民生部会担当でございます。その隣であります、犬飼町から派遣されております隈田原勇次でございます。専門部会の建設部会担当でございます。

以上事務局8人でございます。本年4月以降、各町村からの1名の増員をお願いしております。特例法の期限を念頭に置き新しいまちづくりを目指して町村合併の事務を担当させていただ

きます。今後とも委員の皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。事務局の紹介とさせていただきます。

ありがとうございました。ここで10分間の休憩をとらせていただきまして、大野郡5町2村の合併協議会の看板の設置をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくようお願い申し上げます。35分から再開ということをお願いいたします。

事務局長

それでは再開をさせていただきます。時間が若干下がりましたが、会議次第5でございます、経過報告させていただきたいと思っております。お手元の方に第1回会議資料ということで差し上げてございます。この中の2ページ、3ページでございます。

昨年の4月2日に大野郡6町2村任意合併協議会が設置されました。その間、月日を追って掲載をさせていただきました。

今日まで協議会を12回、幹事会を10回、専門部会、町づくり分科会等を開催させていただきました。その中で本年の2月6日には野津町の脱退ということで、大野郡の6町2村が5町2村に規約改正をされたところであります。2月7日から2月21日の間、各町村の議決をいただきまして、それを受けまして3ページになりますが、2月22日、法定協議会設立に向けて町村長会議が開催されました。それを受けて、今日の第1回の協議会ということになります。

3ページ一番下に書かせていただきました。町村議会の研修ならびに住民座談会を10月10日から12月15日、各町村166会場で座談会が開催されております。

以上簡単ではございますけど、詳細についてはご覧いただくということで報告とさせていただきます。

続きまして、会議次第6、確認事項でございます。2月7日から21日の間、法定協議会設立の準備で規約等を審議いただいております。その中で合併関係町村長が協議した内容ということで、お手元の資料でA3の広い紙がございます。その1ページ目これが各町村の議会での議案でございます。大野郡5町2村合併協議会規約。確認事項の1でございます。第2条協議会の名称を第2条大野郡5町2村合併協議会。第3条の(1)で協定項目。(2)で建設計画の策定。(3)でその他ということの規定しております。協議会の事務所については関係町村の長が協議して定めるということで、協議書は次のページでございますけど、後からまたご説明申し上げます。第6条に会長・副会長・監事を2名置くというふうに定めさせていただきました。

それから先程委員の委嘱をさせていただきましたけれども第7条において、(1)合併関係町村の長、(2)合併関係町村の議会

の議長、(3)新市まちづくり委員会委員長ということに定めさせていただきます。

それから下の方にいきますが第 10 条。会議は委員の半数以上かつ合併関係町村から 1 名以上の出席がなければこれを行うことはできないということを決めさせていただきます。会長は会議の議長になる、ということで第 11 条からについては協定項目の調整を行う組織ということで小委員会、町村長連絡会、幹事会、専門部会、事務局、事務局の職員、それから財務の会計監査を記載させていただきます。

次の 2 ページお願いします。確認事項の 2 でございます。これは関係町村長が協議をして定めたものということでございます。1 番に、規約による協議事項ということで、事務所の位置を任意協議会と同じ場所「フレッシュランドみえ」内に置くということでございます。(2)で会長は三重町長。副会長は緒方町長と犬飼町議会議長ということで定めています。

それからそのあとは。職務を代理するものですが、緒方町長山中博ということで定めさせていただきます。それから、3 番その他の確認事項の中でこれは各町村の負担割合ということで協議が進んでおります。

次のページをお願いします。3 ページでございますが、確認事項 3 ということで。この協議会の持ち方、運営の仕方でございます。1 番に定例の開催ということでお願いをしております。

会議の開催、開催時刻、および開催場所は原則として次のとおりとする。ただし、必要に応じて変更する場合、別途調整する。ということで、開催日は毎月第 4 木曜日。開催時刻は、午後 1 時半から。開催場所は今日のこの場ということでお願いを申し上げます。町村長連絡会議については原則第 3 木曜日ということでお願いを申し上げます。

それから、事前提案の原則ということで協定項目については、原則として質疑および協議を行う会議を前回会議において事前提案、説明を行うと。下に例を挙げさせていただきますが、第 1 回協議会で事項 A で新しい町の名前はどうかと、という説明、提案をさせていただきます。その次の協議会でどうするかと決めていただくと、こういうことで。この間 1 ヶ月あります。これを各町村持って帰っていただきまして、新市まちづくり委員会等で協議調整をしていただくと、第 2 回目で決定がなければ、第 3 回第 4 回と継続協議となっていこうということであります。ただし、軽微な項目については、提案時において処理できるものということで調整をさせていただきますと思います。以上報告を終わります。

続きまして、会議次第、議事録署名人の指名についてでございます。当協議会は会議録を作成し会長および会長が指名する委員 2 名の署名が必要とございます。会長よりご指名をお願い申し上げます。

協議会長

はい、それでは。議事録署名人といたしまして朝地町の羽田野町長。三重町の生野議長をお願いをしたいと思います。意義ございませんか。・・・ではよろしく願いいたします。

事務局長

はい、ありがとうございました。引き続きまして会議次第、第 8 議事でございます。規約第 10 条、第 2 項より会長が議長となる旨、定られております。なお、当協議会は会議録を作成する旨定められておりますので、発言者については町村名およびお名前を言っていただいてから発言をしていただくようお願い申し上げます。会長どうぞよろしくお願いいたします。

協議会長

はい、それでは規約によりまして私が議長ということでございますので、早速議事に入らせていただきますが、議事の進行にご協力賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項でございますが、報告第 1 号、大野郡 5 町 2 村合併協議会、会議運営規定についてから報告第 9 号の大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬および費用弁償等に関する規定についてまで、9 項目の報告につきまして一括して事務局の方から説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局次長倉原

事務局次長の倉原です。報告事項としまして一括して説明させていただきます。

A3 の資料の方の 4 ページをお開き下さい。報告第 1 号であります。まず会議運営規定ということで、これは当協議会規約の第 2 条、第 3 項の規定に基づいた細かなものを定めております。基本方針を第 2 条に書いております。会議は原則公開、ただし委員の半数以上の賛同があるときは非公開にすることも可能と規定しています。

あと順次いきますが、第 5 条、会の進行。会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とします。ただし、意見が分かれた場合は出席委員の 3 分の 2 の賛成をもって、議事を進めるという、但し書きを設けております。状況によっては継続協議ということもありません、そういった時に議長の判断で議事を進めるという趣旨のものであります。決して安易に多数決で

決めるというものではありません。

第 6 条で、傍聴。会議を傍聴する細かい規定につきましては、後程申します傍聴規定を用意してあります。

右側にいきまして第 8 条です。会議録等の公開。基本的に本会議に出された文書また会議録につきましては、原則公開とします。ただし、以下の(1)から(4)に該当するものにつきましては、非公開扱いとしています。(1)が個人情報。(2)は会社等、法人が営む営業を侵害する恐れがあるもの。(3)は意思形成途中の資料で、不必要に混乱を生じさせる恐れのあるもの。(4)法令等で定められている守秘義務を要するもの。これ以外のものは原則として全部公開します、というふうに規定しています。

第 8 条 2 項の規定を受けて、別途、文書公開規定を設けております。会議運営規定につきましては主なところは以上であります。

5 ページをお開きください。報告第 2 号、傍聴に関する規定です。先程の会議運営規定を受けた、詳細規程でございます。基本的には今まで任意協で行ってきました傍聴規定を準用しております。傍聴人の定員につきましては会場の関係がありますけれども、できるだけ来ていただく、入れる限りは皆さん入っていただくという趣旨を第 2 条で書いております。第 4 条、傍聴席に入ることのできないものにつきましては、それぞれの町村の議会の傍聴規定を参考に定めさせていただいております。傍聴規定につきましては、主なところは以上であります。

6 ページの受付人名簿は、事務局の方で毎回用意して傍聴人の方に記載していただくようにしています。

7 ページであります。報告第 3 号。先程、原則公開する文書等の資料公開事務取扱規程として定めております。会議資料の公開につきましては第 2 条に載せてありますけれども、各町村と当協議会事務局それぞれで公開することができるようにしています。協議会の会議に関する資料につきましては、先程申しました非公開規定のからみもありますので、原則として、会議開催日以降に公開するようにさせていただきたいと考えております。公開する資料の範囲につきましては第 3 条で会議資料および会議録と定めております。

次に 15 年度の作業になろうかと思いますが、当協議会におきましてもインターネットホームページを開設し、できるだけ多くの皆様に資料等を見ていただきたいと考えております。その際の開設および管理、運営規定ということで、8 ページに報告第 4 号として記載しております。基本的には他の法定協議会のインターネットホームページと同じ取扱いにしております。

第 7 条では、個人情報保護については充分配慮しますという趣旨で規定しています。

9 ページ以降が先程申しました、協議会に上がってくるまでのいろんな組織の規定を書いています。9 ページが幹事会規程です。事務レベルの最高機関として位置づけておりますが、このメンバーは各町村の助役と合併担当課長で構成するようにしております。これにつきましては、また幹事会の中で幹事長等を定めていくこととなります。

10 ページであります。報告第 6 号としまして。各種協定項目の素案を調整する場として専門部会を設置することとしております。11 ページをお開きください。これは、現段階の専門部会メンバーであります。総務部会から建設部会等 6 部会で専門部会を設けるようにしております。専門部会はそれぞれの担当の課長クラスで構成していきまして、この下に作業部会という事務作業を行うメンバーがつきます。各部会ごとにいろんな協定項目を作りまして、それを事務レベルの最高機関である幹事会にかけ、幹事会から町村長連絡会議を経て、会長がこの協議に原案として提案するという流れを考えております。

12 ページをお開きください。報告第 7 号になります。これは私ども事務局の規定であります。各町村からの派遣職員と、県からの派遣職員というメンバーになります。13 ページが別表関係です。4 月には各町村 2 名体制という形になりますので班編制で業務に対応していきたいと考えております。別表第 3 は印章の規定であります。

14 ページをお開きください。これは財務規定であります。基本的には財務予算関係は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日ですが、今回につきましては 3 月 1 日に立ち上げたということもありまして、第 1 回の会議から予算を設けるようにしております。後程、14 年度予算につきましては 3 月 1 ヶ月の法定協議会予算を説明するように考えております。

15 ページは、予算歳入歳出の区分であります。

16 ページであります。報告第 9 号。これは協議会委員、皆様方の報酬および費用弁償等に関する規定であります。基本的に、大野広域連合の規定を準用しています。

以上で、報告事項としての、第 1 号から第 9 号までの説明を終らせていただきます。

協議会長

はい、ただいま事務局の方から報告第 1 号から第 9 号までの説明がございましたが、どなたかご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

(委員多数)

ありません。

協議会長

では、異議が無いようですのでこのことにつきましてご了承いただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それではさっそく議案の審議に入りたいというふうに思っております。

議案第1号大野郡5町2村合併協議会監事の選任についてでございます。規約の第6条第2項によりまして、委員の互選により2名を選任をするということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

私共の方に案がございますが。よろしゅうございますか。それでは任意協議会で監事をされております。清川村の森村長さんと大野町議会の清田議長さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

(委員多数)

意義なし

協議会長

ありがとうございます。それでは引き続きまして議案第2号平成14年度事業計画についておよび第3号の平成15年度の歳入歳出予算についてでございます。関連でございますので一括して提案させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局次長和田

はい事務局次長の和田です。資料A4判の方の6ページをご覧ください。平成14年度大野郡5町2村合併協議会事業計画についてです。

1、先進地等の資料、情報の収集および調査研究。2、新町、新市建設計画の策定。3、合併協定項目の協議。4、協議会、町村長連絡会、幹事会、専門部会の開催。その他必要な事項ということでございます。

次に8ページをご覧ください。大野郡5町2村合併協議会歳入歳出予算書です。これは先程、説明がありましたように、14年度3月1日から3月31日までの予算でございます。

歳入、県交付金50万、繰越金50万。これは大野郡五町二村任意協議会からの繰越でございます。歳出、報酬12万9千円。委員報酬です。旅費4万8千円。普通旅費と費用弁償でございます。需用費18万2千円。消耗品、食料品、燃料費を含みます。役務費2万、電話料でございます。使用料および賃借料22万4千円。事務室使用料、会議室使用料。パソコン使用料、複写機、FAX

	<p>賃借料でございます。備品購入費として39万7千円。キャビネットおよび製本機の購入ということになってます。</p> <p>今回の予算は基本的に経常経費のみのものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。</p>
協議会長	<p>はい、ただいま事務局の方から平成14年度分、1ヶ月しかございませんが、この間の事業計画、それから予算について説明をいたしました。何か質疑、意見等ありましたらお受けしたいと思いますが。</p>
(委員多数)	<p>意義なし</p>
協議会長	<p>はい、ありがとうございました。それでは続きまして、議案第4号、合併重点支援地域指定に係る要望書の提出について。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局次長倉原	<p>はい、資料2つを使いながら説明させていただきます。</p> <p>まず、合併重点支援地域の指定要件ということで から に該当する地域であれば県が指定します。</p> <p>合併重点支援地域の指定をうけて、どういう措置があるのかを、その下に1・2・3に書いています。</p> <p>1に、合併推進債という合併前に行う事業に充当可能な起債があります。これは、全体事業費の90%をこの起債でまかなうことが可能で、その内半分は交付税で将来的に措置される、というものです。</p> <p>次に、2番目として、国の公共事業における優先採択や重点投資。3番目として、県の単独の事業における優先採択や重点投資。国の方で80事業、県の方で16事業用意しておりますが、こういった支援プランの事業採択も合併重点支援地域指定が条件となっております。</p> <p>右側は、県内の重点地域指定状況を載せております。一番下には全国の指定状況を載せています。</p> <p>最後のページをお開きください。各種事業にともなう事務系統図ということで、各種事業の大きな流れを記載しています。</p> <p>重点支援地域の指定を受けたという前提ですが、県の道路事業については、合併支援道路の整備計画を立てる必要があります。町村事業につきましては、重点支援地域の中でやっていく事業と、新しい市になってやっていく事業、こういったものを今後の協議の中で分類し、新市建設計画の中に盛り込んでいくという作業になるかと思います。</p>

	<p>A4 の方の 10 ページをお開きください。</p> <p>大分県知事あて合併重点支援地域指定の要望書原案を載せております。現在のところ、3月14日に要望したいと考えております。説明は以上です。</p>
協議会長	<p>はい、議案第4号としまして。合併重点支援地域指定に係わる要望書提出ということで、重点支援とはどういう内容であるか。これから進めていく方向性といいますか、これらのことについて説明がありましたが、何かご意見等ございましたらお受けしたいと思っております。</p>
(合併推進債)	<p>事業主体と事業費枠について犬飼町渋谷委員から質問。</p> <p>事務局回答： 合併前の町村単位で起債する事業、ただし関係町村が一体的に行う公共施設整備などの条件あり 事業費：平成15年度地方財政対策として、ソフトで450億円、ハードで2200億円</p>
(重点支援地域要望)	<p>重点支援地域指定の要望について、事務局説明、質疑あり。 要望日時：3月14日午後3時15分から 要望出席者：関係町村長及び副会長若松犬飼町議長に決定</p>
協議会長	<p>それでは、引き続きまして第2回大野郡5町2村合併協議会の日程につきまして事務局の方から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議会日程につきましては基本的には毎月1回、原則として第4木曜日ということで考えております。 次回につきましては、3月26日午後1時半から、またこの場で開催をさせていただければと思っております。</p> <p>(公務出張のため午後2時開始の依頼あり)</p>
協議会長	<p>それでは確認いたします。3月26日の午後2時ということで、よろしく願いいたします。 それでは議事の進行につきましては、私に課せられました案件につきましては以上でございますが、議事の進行に御協力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。</p>

事務局長 次に、会議次第、その他でございます。
事務局の方からは、何も用意してございません。その他なにかございませんか。
はい、どうぞ。

犬飼町渋谷委員 新市まちづくり委員会での協議の進め方について、どういうスタイルで進めるのか説明をお願いしたい。

協議会長 三重町の例は新市まちづくり委員の皆様方にはこの中身と、三重町独自の考え方の資料を別に担当課で作りまして、その新市まちづくり委員会の中に提案あるいは報告をするという仕組みになっております。
それから、議会につきましては議長が参画をしておりますから議会の冒頭に、この内容も議長報告されているようです。

犬飼町渋谷委員 みなさんに周知するという事によろしいですね。

協議会長 それで結構です。

大野町長 26日の第2回の会議の議題、協議内容について協議されていないみたいです。

事務局長 これから19日に幹事会を予定しております。14日に企画部会等を予定して、その中で26日の協議事項として15年度の事業計画と協定項目、それと新市建設計画の策定方針。合併方針、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置。このあたりを提案させていただくということで考えております。

大野町長 内容的に協定項目から新市の事務所の位置まであるんですが、この内容を3月26日に協議し、決定するんですか。

事務局長 これらについては、専門部会、幹事会で協議、調整を行った案を、第2回26日の日に、提案と説明だけをさせていただきます。それから各町村に持ち帰っていただいて、各町村のまちづくり委員会など関係する機関と協議、調整したものを第3回で決定していただくという方法です。ですから、提案から決定まで1ヶ月間、時間があるということでご理解をお願い申し上げます。

大野町長	そうすると、決定をするという事項は3月26日にはないということですね。提案のみということですね。
協議会長	はい、一ヶ月時間を設けるということでございます。その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。
清川村長	<p>先程犬飼町の方が言っていた新市まちづくり委員会の代表の方が、この委員会で決定した事項を持ち帰ってまちづくり委員会にかけてそして報告をすると会長から説明がありましたが、わたしもそう思っておったんです。この会が最高決定機関ですから、ここで決めたことを持ち帰られてそれが悪いということになれば、混乱が生じますから、そこを確認したかった。</p> <p>ここで提案されたことを持ち帰って報告することと地域でこの問題を協議会で検討して欲しいということについてはまた別の問題だと思えます。その確認をしたいなと。</p>
協議会長	はい、森村長さんからご意見が出ておりますが。その確認をしてもらいたいということではありますが。私どもはそういう確認をいままでもしてきたつもりでございます。そういうことでよろしゅうございますか。
(委員多数)	異議無し。
協議会長	はい、ありがとうございました。その他ございませんか。
	ありません。
協議会長	はい、ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。最後に第1回大野郡5町2村合併協議会の閉会の挨拶を山中副会長より申し上げます。
山中副会長	<p>土曜日でありましたのに熱心なご協議をいただきましてありがとうございました。これが第1回目でありまして、各町村で会議等を行って、これに忙殺されることも多々あると思えます。</p> <p>何分にも時間が限られておりますので、今後ともご協力を賜りますことをお願い申し上げまして閉会の挨拶といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>